平成２３年（フ）第４１号
函館市時任町29番10号　グランドハイム時任Ａ102、開始決定時の住所函館市末広町18番３―305号
破産者　高木　　聡（旧姓岡村）
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６５５号
川崎市高津区下作延７丁目１番12号　第２武蔵野ハイツ103
破産者　安村　公江
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８５号
川崎市高津区末長1024番地　こちハウス101
破産者　江幡　伸一
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９１号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地417
破産者　中根　　満
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１４号
金沢市駅西新町１丁目21番13号
破産者　大谷　政夫
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７２７号
愛知県瀬戸市道泉町63番地
破産者　加藤千穂子
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０６１号
名古屋市中村区森末町３丁目45―３、開始決定時の住所愛知県尾張旭市南原山町赤土218番地５　アメニティ三郷301号
破産者　酒ストックチップこと　佐藤　　久
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２５７号
大阪市西淀川区大和田５丁目３―10―704、開始決定時の住所大阪市此花区高見１丁目６番23―804号
破産者　河野　鉄夫
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２６号
兵庫県宝塚市湯本町３番11―410号
破産者　石井　　洋
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３５９号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目20番18号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市崇徳院２丁目136番地イスズハイツ303号
破産者　齋藤　幸美
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目19番６―601号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目６番32号
破産者　千葉　陽一
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７８号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目７番７号　武庫ハイマーＡ棟102号
破産者　根元　紀代
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県篠山市今田町木津205番地１
破産者　石田　博和
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
兵庫県赤穂市坂越1015番地
破産者　前田　稔朗
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８２４号
熊本市秋津町秋田3438番地15
破産者　川田　忠敬
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０５号
熊本県荒尾市下井手1543番地
破産者　島田　龍吾
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４５５号
熊本市迎町２丁目４番６号
破産者　山下　伸啓
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部